

玉野市省エネ投資促進事業

Q&A 目次

1. 制度について

- 1-Q1 どのような制度ですか？ —————P.4
- 1-Q2 対象となる「事業所（店舗等）」とはどのようなものですか？
- 1-Q3 市税に未納があると補助金を受けることはできないのですか？
- 1-Q4 市税の滞納がない証明書は提出する必要がありますか？
- 1-Q5 国や市の他の補助金を受けている事業でも申請できますか？
- 1-Q6 市外の事業所で実施する事業は対象となりますか？
- 1-Q7 市内、市外の両方の事業所で実施した場合は対象となりますか？
- 1-Q8 市内に複数ある事業所（店舗等）で実施を予定していますが、それぞれ申請できますか？ —————P.5
- 1-Q9 自分がどの業種区分に該当するか分かりません。
- 1-Q10 従業員数や資本金の基準日は？
- 1-Q11 （個人事業主で）市外に居住しており、市内に主たる事業所がある場合は対象となりますか？
- 1-Q12 自宅兼事務所で実施する場合は、対象となりますか？
- 1-Q13 創業後1年経っていないのですが対象になりますか？
- 1-Q14 令和8年3月31日以前に発注（令和8年4月1日以降に納品、使用開始）したものは対象になりますか？
- 1-Q15 補助金の前払いはできますか？
- 1-Q16 交付申請後、いつ頃補助金が振り込まれますか？ —————P.6
- 1-Q17 補助金は課税の対象になりますか？
- 1-Q18 賃貸物件に設置する設備・機器は対象となりますか？

2. 補助金の交付対象要件について

- 2-Q1 交付対象者の要件は？
- 2-Q2 「玉野市内に事業所を有する」の定義は何ですか？ —————P.7
- 2-Q3 （本制度において）補助の対象となる個人事業主とは？
- 2-Q4 市外に居住しており、市内に主たる事業所がある個人事業主は申請できますか？
- 2-Q5 市内に居住しており、市外に事業所がある個人事業主は申請できますか？
- 2-Q6 同一人物が代表を務める複数の法人で、それぞれの法人の事業所が市内にある場合はそれぞれの法人が別々に申請できますか？
- 2-Q7 同一人物が法人と個人事業主として事業を営んでいる場合、法人と個人事業主の両方で申請できますか？

- 2-Q 8 市内で複数の事業所を運営している場合、事業所の数だけ申請できますか？
- 2-Q 9 複数・異業種の事業所を持っているが、従業員数は支店に配置している人数も含めますか？ —————P.8
- 2-Q 10 従業員とは？
- 2-Q 11 従業員数に、兼務役員や親族従業員は含まれますか？
- 2-Q 12 従業員が一人もない法人、個人事業主は申請対象となりますか？
- 2-Q 13 士業（弁護士、社労士他）は、個人事業主として申請対象となりますか？
- 2-Q 14 株式売買で生計を立てていますが、個人事業主として申請対象となりますか？
- 2-Q 15 不動産収入で生活していますが、個人事業主として申請できますか？ ———P.9
- 2-Q 16 農家、漁師は申請対象となりますか？
- 2-Q 17 基本給＋歩合報酬制で働いていますが、申請対象になりますか？
- 2-Q 18 定まった事業所を持たない個人事業主も申請対象となりますか？
- 2-Q 19 個人事業の代表者が亡くなった場合でも申請対象となりますか？
- 2-Q 20 申請すれば誰でももらえますか？
- 2-Q 21 一部でも書類に不備がある場合受付できませんか？ —————P.10
- 2-Q 22 写真を撮り忘れた場合は、対象となりますか？
- 2-Q 23 補助事業をすべて実施した後でないと申請受付できませんか？
- 2-Q 24 ソフトウェア購入は「汎用性が高いものを除く」とされていますが、市販の会計ソフトなどのパッケージソフトは、補助対象外でしょうか？
- 2-Q 25 : エコキュート（業務用）は、補助対象でしょうか？
- 2-Q 26 : 更新前の設備・機器は更新後必ず廃棄しなければならないでしょうか？
- 2-Q 27 : 事務所の天井ビルとタイプのエアコンから、壁に取り付ける普通のエアコンへ更新した場合は補助対象になりますか？

3. 申請方法・申請書類について

- 3-Q 1 申請方法について教えてください。
- 3-Q 2 申請書の受付期間は？ —————P.11
- 3-Q 3 資本金額がわかる書類とは？
- 3-Q 4 玉野市内で事業を行っていることがわかる書類とは？
- 3-Q 5 事業収入が総収入の1／2を超えていることがわかる書類とは？
- 3-Q 6 申請に必要な添付書類・資料は？
- 3-Q 7 申請者名義と異なる振込先口座を指定することはできますか？ —————P.12
- 3-Q 8 振込先口座が当座預金口座のため通帳がない場合は、添付書類として何を提出すれば良いですか？
- 3-Q 9 ゆうちょ銀行の振込用の支店名と7桁の口座番号がわかりません。
- 3-Q 10 金融機関コード（4桁）がわかりません。 —————P.13

- 3-Q11 収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？（個人事業主）
- 3-Q12 代表者以外の者（社員や配偶者、税理士等）が代理申請することはできますか？
- 3-Q13 確定申告書類の收受日印、e-Tax の電子申告日時の印字、受信通知の表示がありません。

1. 制度について

1－Q 1：どのような制度ですか？

A：エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける中小企業者等に対し、収益力向上やDX推進などに資する省エネルギー設備等の導入への取組に係る費用の一部を支援するものです。

対象となる物品の購入や設置などに対し、申請事業者ごとに上限50万円（下限5万円、補助率4／5）を補助します。

1－Q 2：対象となる「事業所（店舗等）」とはどのようなものですか？

A：以下の2つを満たすものです。

- ① 一定の場所（1区画）を占め、単一の経営主体のもとで経済活動を行っていること。
- ② 従業者と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供を継続的にやっていること。

※以下の場合の対象外となります。

- ・基本的に人が出入りしない倉庫
- ・機械のみが設置してある（継続的に稼働しているとみなせない）工場
- ・明らかに自宅の一室内で、業務のために実施したと明確に判断できない場合(1-Q12) 等

1－Q 3：市税に未納があると補助金を受けることはできないのですか？

A：補助金を受けることはできません。

ただし、「徴収猶予許可通知書」により納税の猶予を受けており、猶予に係る納期限分以外の滞納がない場合は申請できます。

1－Q 4：市税の滞納がない証明書は提出する必要がありますか？

A：「市税完納証明書」の提出は不要です。市内部で照会し確認させていただきます。（申請書の【誓約・同意事項】記載のとおり）

1－Q 5：国や市の他の補助金を受けている事業でも申請できますか？

A：同一の内容で国・県・市等他の補助金との併用はできません。

1－Q 6：市外の事業所で実施する事業は対象となりますか？

A：対象となりません。本制度の対象は市内の事業所で実施する事業に限ります。

1－Q 7：市内、市外の両方の事業所で実施した場合は対象となりますか？

A：市内の事業所で実施した取り組みのみが対象となります。

1－Q 8：市内に複数ある事業所（店舗等）で実施を予定していますが、それぞれ申請できますか？

A：事業所（店舗等）単位でなく、事業者単位で申請してください。
また、1事業者につき申請は1回のみです。

1－Q 9：自分がどの業種区分に該当するか分かりません。

A：総務省ホームページの日本標準産業分類をご確認ください。
なお、複数事業を行っている場合は、主たる事業の業種を記載してください。
・ https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
・ <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

1－Q 10：従業員数や資本金の基準日は？

A：申請日時点となります。

1－Q 11：（個人事業主で）市外に居住しており、市内に主たる事業所がある場合は対象となりますか？

A：主たる事業所が市内にあり、市内事業所の取組であれば対象となります。

1－Q 12：自宅兼事務所で実施する場合は、対象となりますか？

A：以下の場合は、対象と考えられます。
居住スペースと事業スペースが明確に分かれており、さらにそれが分かる資料がある。
ただし、以下のような場合は対象外となります。
・ 明らかに個人的な用途と判断されるものの購入
・ 業務のために実施したと明確に判断できない取組 等

1－Q 13：創業後1年経っていないのですが対象になりますか？

A：令和8年1月31日以前に設立、開業している場合は申請できます。
申請時点で確定申告期限が到来しておらず、決算書、確定申告書等の必要書類を提出できない場合は、開業届又は法人設立届出書(e-Taxの受信通知を併せて提出)を提出いただき、開業日、法人設立日等を確認します。

1－Q 14：令和8年3月31日以前に発注（令和8年4月1日以降に納品、使用開始）したものは対象になりますか？

A：対象となりません。令和8年4月1日以降に発注し、申請日までに支払いを完了したものが対象となります。

1－Q 15：補助金の前払いはできますか？

A：事業実施後の交付申請となるため、前払いはできません。

1-Q16：交付申請後、いつ頃補助金が振り込まれますか？

A：できる限り速やかに交付決定・交付をしたいと考えています（交付申請から概ね3週間程度での支払い処理を想定しています）が、補助対象経費の精査が必要な場合や、書類の不備があった場合にはお時間をいただきます。（毎月10日・25日に振込予定。ただし、振込日が土日祝日と重なる場合は、翌営業日（土日祝日を除いた最初の平日）の振込となります。）

1-Q17：補助金は課税の対象になりますか？

A：税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

1-Q18：賃貸物件に設置する設備・機器は対象となりますか？

A：申請者が賃貸物件に設置している既存設備・機器の所有者であり、かつ、エネルギー経費（電気・ガス代等）を負担していれば補助対象となります。

2. 補助金の交付対象要件について

2-Q1：交付対象者の要件は？

A：次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 令和8年4月1日時点で事業所が玉野市内にある中小企業者（個人事業主を含む）※チラシで定義（資本金、従業員の数等）を確認してください。
- ② 申請日時点で事業を継続しており、今後も事業を継続する意思がある
- ③ 市税の滞納がないこと（納税猶予を受けている方を含む。）
- ④ 下表の対象者に含まれている

区分	対象者	対象外
法人	会社 会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、 合同会社、特例有限会社、企業組合・協業 組合）	協同組合等の組合 一般社団法人、公益社団法人 一般財団法人、公益財団法人 医療法人、宗教法人、学校法人、農事 組合法人、社会福祉法人 パチンコ店、麻雀店、 ゲームセンター店、 性風俗関連特殊営業等の事業者
個人事業主	商工業者 ※事業収入が総収入の1/2を超えてい る場合に限る。	医師、歯科医師、助産師 個人の農林漁業者
特定非営利 活動法人	以下の要件を満たす特定非営利活動法人 ① 法人税法上の収益事業を行っている （法人税法施行令第5条に規定されている34事業） ② 認定特定非営利活動法人でない	左記以外
その他		任意団体

※上記のうち射幸心をそそるおそれがあるもの又は公の秩序もしくは善良の風俗を害するおそれがあるものおよび公的支援を行うことが適当でないと思われるものは対象となりません。

2-Q2:「玉野市内に事業所を有する」の定義は何ですか？

A:従業員と設備を有して物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている工場、店舗、事務所等の事業所が玉野市内に存在していることをいいます。申請時に提出される以下の資料等をもとに確認します。

法人:「法人市民税確定申告書(第二十号様式、e-Taxの場合は受信通知を併せて提出)」、「事業所(店舗等)の所在地を記載している会社案内や公式ホームページ」、「開業届、業務請負契約書、許認可等を受けたことを証明する書類」などの写し

個人事業主:営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し など

2-Q3:(本制度において)補助の対象となる個人事業主とは？

A:以下の①②を満たす者をいいます。(本制度に限ります。)

① 令和7年度分の確定申告で、事業収入が総収入の1/2以上を占める者

② 会社等との間に雇用関係がない者

※令和7年の途中から事業を開始した等、特別な事情がある場合はご相談ください。

2-Q4:市外に居住しており、市内に主たる事業所がある個人事業主は申請できますか？

A:申請できます。

2-Q5:市内に居住しており、市外に事業所がある個人事業主は申請できますか？

A:申請できません。

2-Q6:同一人物が代表を務める複数の法人で、それぞれの法人の事業所が市内にある場合はそれぞれの法人が別々に申請できますか？

A:申請できます。(代表者が同一であっても法人は別人格のため。)

2-Q7:同一人物が法人と個人事業主として事業を営んでいる場合、法人と個人事業主の両方で申請できますか？

A:法人と個人事業主の両方で申請できます。

(代表者が同一であっても法人と個人事業は別のため。)

ただし、取り組む内容と工場、店舗、事務所等が同一の場合は、どちらか一方で申請してください。

2-Q8:市内で複数の事業所を運営している場合、事業所の数だけ申請できますか？

A:複数の市内事業所で交付対象となる取組にかかった経費の合計額(複数の設備・機器を補助金額上限までまとめて)で1事業者につき1回まで申請できます。

2-Q9：複数・異業種の事業所を持っているが、従業員数は支店に配置している人数も含めますか？

A：含めます。法人全体または個人事業全体としての従業員数になります。

2-Q10：従業員とは？

A：労働契約期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける従業員をいいます。

※以下の方は含まれません。

- ① 会社役員
- ② 個人事業主本人
- ③ 申請日時点で、育児・介護・傷病休業中または休職中の社員
- ④ 日々雇い入れられる者
- ⑤ 2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
- ⑥ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用される者は除く。)
- ⑦ 1週間の労働時間・1ヶ月の労働日数が、通常の従業員の4分の3以下の者

2-Q11：従業員数に、兼務役員や親族従業員は含まれますか？

A：原則として含まれません。

(中小企業の場合、従業員と兼務役員を除く「会社役員」と「個人事業主や個人事業主と生計を一にする親族従業員」は「あらかじめ解雇の予告を必要とする者(労働基準法第20条)」に該当しないため。)

※従業員との兼務役員や個人事業主と生計を一にする親族従業員の場合で、賃金・労務管理・労働条件が通常の従業員と同じ場合は、労働基準法上の「労働者」にあたると解され「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」となり、「従業員」に含まれます。

2-Q12：従業員が一人もいない法人、個人事業主は申請対象となりますか？

A：申請対象となります。

2-Q13：士業(弁護士、社労士他)は、個人事業主として申請対象となりますか？

A：申請対象となります。

※申請対象者となった場合も、自宅を事務所としている場合は、1-Q12を確認してください。

2-Q14：株式売買で生計を立てていますが、個人事業主として申請対象となりますか？

A：申請対象となりません。

(株式売買での収入は、確定申告で事業収入には当たらないとされているため。)

※他に事業所得があり、2-Q3に該当すれば申請対象となります。

2-Q15：不動産収入で生活していますが、個人事業主として申請できますか？

A：個別の状況によります。

① 確定申告で「事業収入・所得」として計上している場合

2-Q3に該当すれば申請できます。

※事業所所在地＝自宅住所で、屋号等が無い場合は、事業実態が確認できる書類を添付してください。（開業届、不動産賃貸借契約書など。）

② 確定申告で「不動産収入・所得」として計上している場合

下記(ア)(イ)に該当すれば申請できます。

国税庁の判定基準をもとに下記のとおり判断します。

(ア) 貸間・アパートの場合、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上。

(イ) 独立家屋の場合、おおむね5棟以上であること。

※ただし、申請対象者となった場合も、以下の点に注意してください。

- ・事業用不動産での取組：補助対象の設備・機器を所有し、かつ、エネルギー経費を負担している場合に限りです。
- ・事務所での取組：自宅を事務所としている場合は、1-Q12を確認してください。

2-Q16：農家、漁師は申請対象となりますか？

A：申請対象となりません。商工業者向けとなります。

2-Q17：基本給＋歩合報酬制で働いていますが、申請対象になりますか？

A：申請対象となりません。

保険外交員、訪問販売員等が想定されますが、確定申告上は事業収入・所得が計上され、個人事業主のように見えるものの、会社との間に基本的な雇用関係があるため。（2-Q3参照）

2-Q18：定まった事業所を持たない個人事業主も申請対象となりますか？

A：市内にある自宅が事業所であれば申請対象となります。（1-Q12を確認してください。）

※屋号がある場合は、確定申告書・交付申請書で確認します。

屋号が無い場合は、開業届や業務請負契約書等の写しを別途提出してください。

2-Q19：個人事業の代表者が亡くなった場合でも申請対象となりますか？

A：事業を承継している場合は、対象となります。

※開業届で「事業の引継」の届出を行った上で、申請してください。

申請の際は、開業届の写しを別途提出してください。

2-Q20：申請すれば誰でももらえますか？

A：誰でもではありません。

各種要件を満たし、書類の審査を経て交付決定された場合に交付されます。

3-Q2も併せて確認してください。

2-Q21：一部でも書類に不備がある場合受付できませんか？

A：できません。（不備等がある場合は事務局よりご連絡いたします）

2-Q22：写真を撮り忘れた場合は、対象となりますか？

A：原則として補助対象外となります。（ただし、4月1日以降に着手し、かつ、設備・機器等を更新したことが確実に証明できる書類等があり、確認できる場合には、認められる場合もあるので、ご相談ください。）

2-Q23：補助事業をすべて実施した後でないと申請受付できませんか？

A：実施後でないと受付できません。

2-Q24：ソフトウェア購入は「汎用性が高いものを除く」とされていますが、市販の会計ソフトなどのパッケージソフトは、補助対象外でしょうか？

A：市販のパッケージソフトであっても、事業用として特化して使用するものであれば、補助対象となります。ただし、Office（Word、Excel）など事業以外の私用目的でも幅広く利用できるものは、原則、対象外となります。

2-Q25：エコキュート（業務用）は、補助対象でしょうか？

A：省エネ効果が5%以上であれば、対象となります。

2-Q26：更新前の設備・機器は更新後必ず廃棄しなければならないでしょうか？

A：必ず廃棄する必要はありませんが、当該設備・機器を売却、下取り等している場合には、その金額を含め明記してください。差し引いた額が補助対象経費になります。

2-Q27：事務所の天井ビルとタイプのアコンから、壁に取り付ける普通のアコンへ更新した場合は補助対象になりますか？

A：省エネ効果が5%以上であれば、対象となります。

3. 申請方法・申請書類について

3-Q1：申請方法について教えてください。

A：原則、郵送で受付いたします。

（郵送先）

706-8533 玉野市築港1-1-3

玉野商工会議所（玉野市省エネ投資促進事業補助金事務局）宛

※封筒に「申請書類在中」と朱書き（赤字）でご記入ください。

3-Q2：申請書の受付期間は？

A：令和8年7月27日（月）～12月28日（月）（消印有効）先着順
ただし、期間中でも予算がなくなり次第終了します。
（終了時同日受理の場合は、抽選とさせていただきます。）
※執行状況をHPへ随時掲載するので、確認してください。

3-Q3：法人の資本金額がわかる書類とは？

A：以下のようなものが想定されます。

- ・法人税確定申告書
- ・全部履歴事項証明書
- ・現在事項全部証明書 など

3-Q4：玉野市内で事業を行っていることがわかる書類とは？

A：以下のようなものが想定されます。

法人：收受印のある法人市民税確定申告書の写し
（e-TAXの場合は受信通知を併せて提出）

個人事業主：営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し など

3-Q5：事業収入が総収入の1/2を超えていることがわかる書類とは？

A：以下のようなものが想定されます。

- ・確定申告書
- ・青色申告決算書
- ・収支内訳書 など

3-Q6：申請に必要な添付書類・資料は？

A：申請に必要な書類は以下（提出用チェックシート）をご確認ください。

提出(添付)書類
玉野市省エネ投資促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 ※「4経費内訳書」は、複数事業所がある場合は、事業所ごとに分け別紙も提出してください。
直近の確定申告書・決算書の写し 法人：表紙、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書又は完成工事原価報告書（製造業、建設業のみ）、株主資本等変動計算書、個別注記表（ある場合のみ） 個人事業主：青色申告決算書（表紙兼損益計算書、月別売上、減価償却費、貸借対照表） 白色申告決算書（第1表、第2表、および収支内訳書）
玉野市内に取組を行った事業所（店舗等）があることを確認できる書類 法人：「法人市民税確定申告書（第二十号様式、e-TAXの場合は受信通知を併せて提出）」、「事業所（店舗等）の所在地を記載している会社案内や公式ホームページ」、「開業届、業務請負契約書、許認可等を受けたことを証明する書類」などの写し（いずれか一つ） 個人事業主：営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し など

補助対象設備・機器等の経理書類 ※発注書(契約書・注文書等)、納品書、請求書など補助対象設備・機器等が確認できるもの ※補助対象経費の支払いを証する書類(領収書、振込明細書、通帳などの写し)
取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」を実施した場合のみ
省エネルギー性能の向上(5%以上)に資する設備・機器等であることが証明できる資料 ※設備・機器メーカーまたは、納入業者による証明書(参考様式・設備比較証明書)
取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」、取組⑤「デジタル機器等の導入」を実施した場合のみ
取組がわかる写真 取組①「省エネ設備等の導入」、取組②「環境整備機器等の設備導入」を実施した場合は、 ・「更新前の設備・機器」(使用状況や型番が確認できるもの) ・「補助対象設備・機器」(設置状況や型番が確認できるもの) の更新したことが分かる設置・施工前後の写真 取組⑤「デジタル機器等を導入」した場合は、 ・設置、使用状況、型番が確認できる写真 ・取組③もしくは取組④を同時に実施していることがわかる EC サイト、Web サイト等の画面の写真 ※申請書兼実績報告書 5 の「具体的な取り組み内容等」の欄に、取組③商品・サービス導入もしくは取組④販路開拓を同時に実施していることがわかるよう詳しく記入。
振込先口座通帳の写し(通帳の表面と、通帳 1、2 ページ目) ※ネットバンクの場合は銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる画面の写し
個人事業主のみ
本人確認書類の写し ※運転免許証・運転経歴証明書(両面)、マイナンバーカード(表)、パスポート等
創業後 1 年未満の事業主のみ ※令和 8 年 1 月 3 1 日以前に設立、開業している場合に限り。 (1-Q 13 参照)
設立日・開業日が確認できる書類 法人…履歴事項全部証明書(発行日から 3 か月以内のもの)の写し 等 個人事業主…開業届の写し 等

3-Q 7 : 申請者名義と異なる振込先口座を指定することはできますか？

A : できません。

3-Q 8 : 振込先口座が当座預金口座のため通帳がない場合は、添付書類として何を提出すれば良いですか？

A : 「銀行名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義のフリガナ」が分かるもので、金融機関が発行する「当座勘定照合表」「残高証明書」「口座証明書」「当座預金入金帳」等の写しを提出してください。

3-Q 9 : ゆうちょ銀行の振込用の支店名と 7 桁の口座番号がわかりません。

A : 通帳 2 ページ目の下段に記載されています。

以下のページで検索も可能です。

- ・ https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html
(ゆうちょ銀行：店名検索ページ)

3-Q10：金融機関コード（4桁）が分かりません。

A：インターネットで検索できます。

市内の主要な金融機関のコードは以下のとおりです。

- ・ 中国銀行・・・0168
- ・ 香川銀行・・・0573
- ・ トマト銀行・・・0566
- ・ 百十四銀行・・・0173
- ・ 岡山市農協・・・7755
- ・ 中国労働金庫・・・2984
- ・ 岡山信用金庫・・・1732

3-Q11：収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？（個人事業主）

A：市税の滞納がなく、要件を満たしており、添付書類でそのことが確認できれば申請できます。（2-Q1、2-Q2をご確認ください。）

3-Q12：代表者以外の者（社員や配偶者、税理士等）が代理申請することはできますか？

A：必要項目の記入ができ、必要書類が提出できれば代理申請は可能です。

3-Q13：確定申告書類の收受日印、e-Taxの電子申告日時の印字、受信通知の表示がありません。

A：法人・個人事業主ともに以下の（1）または（2）の提出が必要となります。

（1）日付・受付印のない確定申告書に加え、以下①～③のいずれかを添付する。

①電子申告した際の受信通知（メール詳細）

②税理士（会計士）が代わりに電子申告した場合、税理士（会計士）からの電子申告完了報告書

※完了報告書には受信通知と同様に以下が記載されていること

法人：提出先、事業者名、受付番号、受付日時、種目、事業年度、申告の種類、所得金額または欠損金額、差し引き確定法人税額

個人事業主：提出先、氏名、受付番号、受付日時、年分、種目、所得金額、納める税金

③納税証明書（その1）※領収書での代替は不可

（2）以下④もしくは⑤を添付する。

④税理士の記名のある確定申告書

⑤申告書等情報取得サービスまたは保有個人情報の開示請求により取得した確定申告書（個人事業主の場合）